

奈良県告示第四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、八条土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十八年五月六日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	松井 康	大和郡山市八条町六五一
〃	村下 秀雄	〃 六二七
〃	中尾 浩明	〃 七二七
〃	橋本 一男	〃 三〇三―四
〃	吉村 一幸	〃 六九六
〃	山崎 浩三	〃 六七三
監事	森嶋 功	〃 二六六一
〃	奥田 宗孝	〃 四五

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	藤岡 俊一	大和郡山市八条町四七一
〃	川向 昇	〃 二六二
〃	西川 和弘	〃 六四七
〃	吉村 洋介	〃 七四三
〃	二宮 典雄	〃 六七六
〃	岡田 安二	〃 六一〇―一
監事	辻 幸彦	〃 七一一
〃	中井 房子	〃 二四四